

第十回国会 大蔵委員會議録第四十一号

昭和二十六年三月二十四日(土曜日)

午前十一時四十三分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

尾関 義一君 小平 久雄君

佐久間 徹君 清水 逸平君

高間 松吉君 田中不破三君

苦米地英俊君 西村 直己君

水田三喜男君 三宅 則義君

宮崎 靖君 内藤 友明君

松尾トシ子君 竹村奈良一君

深澤 義守君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君

大蔵事務官 平田敬一郎君

(主税局長)

農林事務官 富谷 彰介君

農林金融課長

委員外の出席者

農林事務官 遠藤弥生治君

農林中央金 杉野精一郎君

庫務部長 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

三月二十四日

委員大上君、島村一郎君及び塚田十一郎君等任につき、その補充として田中不破三君、尾関義一君及び小平久雄君が議長の名で委員に選任された。

三月二十三日

公認会計士法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一三三号)再評価積立金の資本組入に関する法律

第一類第六号

大蔵委員會議録第四十一号 昭和二十六年三月二十四日

律案(内閣提出第一一九号)(参議院送付)

資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二号)(参議院送付)

保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二三号)(参議院送付)

農林中央金庫法の一部を改正する法律案(夏堀源三郎君外四十七名提出、衆法第二三三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般會計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第九九号)

食糧配給公団の清算経費の財源に充てたるための剰余金の使用に関する法律案(内閣提出第一〇〇号)

飲工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案(内閣提出第二二四号)

關稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六六号)

關稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)

再評価積立金の資本組入に関する法律案(内閣提出第一一九号)(参議院送付)

資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二三号)(参議院送付)

保險募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三三号)(参議院送付)

農林中央金庫法の一部を改正する法律案(夏堀源三郎君外四十七名提出、衆法第二三三三号)

公認会計士法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一三三三号)

○奥村委員長代理 會議を開きます。昨日付託になりました農林中央金庫法の一部を改正する法律案を議題として、まず提案者より提案趣旨の説明を求めます。内藤友明君。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中、「産業組合連合会」を削り、同条第二項を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 農林中央金庫ノ資本金ハ八億トシ之ヲ八百萬口ニ分チ一口ノ金額ヲ百円トス

農林中央金庫ハ出資者總會ノ決議ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ経テ資本金ヲ増加スルコトヲ得

第四条ノ二を削る。

第五条第一項中「政府」、「産業組合」、「産業組合連合会」、「日本馬事会」を削り、同条第二項を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 出資者ハ其ノ出資金額ヲ一時ニ払込ムモノトス

第六條ノ二を削る。

第十一條 理事長、副理事長、理事及監事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ出資者總會ニ於テ之ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受ケルベシ

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ四箇年、監事ノ任期ハ三箇年トス

但シ補充ノ理事長、副理事長、理事及監事ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十二條を次のように改める。

第十二條 理事長及副理事長並ニ常務ニ従事スル理事及監事ハ国会若ハ地方公共団体ノ議會ノ議員ト為リ又ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除ク外他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ

第十三條第一号及び第二号中「担保ヲ徵セスシテ」を適當ナル償還ノ保証ノ下ニ、同条第五号中「第五條第一項」を「第五條」に改め、同条中第四号を第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 所屬団体ノ為ニ債務ノ保証ヲ為スコト但シ保証ノ期間ハ一箇年以内トシ一所屬団体ニ對スル保証ノ金額ハ資本金及準備金ノ合計額ノ四分の一を超エザルモノトス

同条に第九号として次の一号を加える。

九 主務大臣ノ認可ヲ経テ他ノ法人ノ為ニ金錢ノ出納又ハ有価証券ノ保護預リ若ハ委託売買ヲ為ス

第十四條第一項を削る。

第十四條ノ二第一項中「及前條ニ規定スル第十三條第二号但書ノ規定」を削り、同条第二項中「及前條ニ規定スル第十三條第二号但書」を削る。

第十五條第一項第三号及び第四号中「第五條第一項」を「第五條」に改め、同項第五号中「食糧管理団其ノ他」を削る。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 農林中央金庫ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキハ主務大臣ハ其ノ者ノ改任ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ新ニ理事長、副理事長、理事又ハ監事ノ就任アリタルトキハ前項ノ者ハ第十一條第二項ノ規定ニ拘ラズ其ノ地位ヲ失フ

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林中央金庫法第十一條第一項の改正規定により理事長、副理事長、理事及び監事を選任するため最初の出資者總會は、この法律施行の日から起算して九十日以内に招集しなければならない。

3 農林中央金庫法第十一條第一項の改正規定により最初に選任される理事の任期は、出資者總會の定めるところにより、その定数の半

数に相当するものについては、同条第二項の改正規定にかかわらず、二年とする。

4 この法律施行の際現に農林中央金庫の理事長、副理事長、理事又は監事の職にある者は、農林中央金庫法第十一条及び第十二条の改正規定にかかわらず、同法第十一条第一項の改正規定により最初に選任される理事長、副理事長、理事又は監事が就任するまでには、その地位を失わない。

○内閣(友)委員 ただいま、上程になりました農林中央金庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を提出者の一人であります私から御説明申し上げます。

この改正案の骨子になっておりまする事柄は、ちようど昨年の今ごろの国会の当委員会に付託されておりました、日本勧業銀行法等を廃止する法律案を審議されました際、修正案を当委員会案として決定し、関係方面と交渉していたしました内容と同じで、従つて皆御熱知のことと存じ上げる次第であります。すなわちかねて懸案でありました役員民主化を実現し、時代の要求に合致せしめんとするものであります。このほか政府出資が二十三年四月から消滅したにもかかわらず、法文上政府出資の規定が残つてゐる等、事情に沿わない点が相当出て参りました。これも改正して事情に即するものとするとともに、新たに必要とする業務はこれを拡張する等、二、三差加えたものであります。以下改正の要点を簡単に申し上げます。

第一は、資本金の増額であります。

て、農林中央金庫の所屬団体の出資金は現在八億圓となつておりますので、資本金に関する規定を事情に即することく改正せんとするものであります。

第二は、政府出資に関する規定を削除した点であります。農林中央金庫の政府出資は、同金庫の再建整備の際全額損失補填に充当せられ、現在は零となつてゐるからであります。

第三は、業務の拡張であります。所屬団体のために新たに保証業務を認め、また他の法人のために金銭の出納、または有価証券の保護預かり、もしくは委託売買の業務を認めんとする点であります。これは最近の金融事情よりして、右業務が農林中央金庫の使用命達成上特にその必要を痛感されてゐるからであります。

第四は、役員の方法を民主化する点ととも、常勤役員を兼職を禁止し、また役員が不正行為をなした場合に、役員改選を命じ得ることとした点であります。従来は役員はすべて主務大臣が任命することになつてゐたのであります。今回役員は定款の定めることにより、出資者総会において選任し、主務大臣の認可を受けることとしたわけでありませう。

第五は、理事長、副理事長、理事の任期五年を四年にしたことでありまして、従来の任期五年はやや長過ぎると考えられるからであります。

なお現行法第四章、農林債務に関する各条は事情に沿いませんが、すでに公布されております銀行等の債券発行等に関する法律に規定したてでありますので、これはそのままにいたしてある次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしましたし

た趣旨並びに改正内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願い申し上げます。大次第であります。

○農林委員長代理 これより昨日質疑を打ち切りました公認会計士法の一部を改正する法律案を議題として討論採決に入ります。

○三宅(則)委員 ただいま議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案につきましては、討論を省略してただちに採決せられんことを望みます。

○農林委員長代理 三宅君の動議のごとく決定するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○農林委員長代理 御異議ないようでありますから、本案に関しては討論を省略して、これよりただちに採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○農林委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○農林委員長代理 次に昨日質疑を打ち切りました各案について討論採決に入ります。

まず食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案、食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律案、鉱工業貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案の三案を一括議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。竹村君。

○竹村委員 私はただいま提案されました三法案につきまして、日本共産党を代表いたしまして、反対の意見を表明するものであります。

まず第一に申し上げたいことは、鉱工業貿易公団に対するところの損失金を国庫から負担する件であります。大抵鉱工業貿易公団というものは、新聞紙上においてもいろいろ問題にさらされたように、早船あるいはミス東京事件として喧伝された不正の魔窟であります。しかしたとえば早船あるいはミス東京という世人に喧伝されたニュース・ヴァリエーのある事件によつて国民の目を奪われておる裏に、もつと大きな不正が介在しておることが見えておるのであります。これを一々詳しく申し上げますならば切りがないのであります。まずその一、二の例を申し上げます。先般本委員会に提出されました公団からの資料によりますと、一商事会社がたとえば一千五百万円に相当する品物を公団に納入したとして、一年たつて同じ納入者が一体どのくらいの価格で払下げを受けておるか。それはわずかに五十万円くらいで払下げを受けております。この一年間における倉庫料は四百万円からかかつておる。一人の商人が一千五百万円くらいの原価で公団に売り渡して、一年間公団が保管して倉庫料が五百万円かかる。そうすると二千万円くらいにかかつておるのに、その商人はわずかに五十万円で払下げを受けておる。これは出された資料によつて明らかである。こういうような商売が至るところでやられておるならば、日本は商業道徳から考えまして、これは暴利取締令か何かの形で取締らるべきである。ところがそういうことが容認されてそのままになつておる。こういうことを見のがしておるのは、大体吉田内閣は口には何とかか言つておられますけれども、事実におきましてはこういう不正を見のがしておつて、そして單なる一公団職員である早船とか、ミス東京という問題だけが新聞に出たから——これももちろん悪いのでありますけれども、このことだけに籍口を置かれておる。しかもそのしりぬぐいは一体どうしておるか。これのしりぬぐいは、今度は十六億くらいの金だ、こう言つておられますけれども、この国庫の負担する金は、実に零細な資金で働いたところの勤労者の税金、あるいは破産に瀕しておられます中小企業者が涙をのんで納めたところの税金、こういうものによつて補おうとするのであります。そこで問題はこういうことに対してしまして、これは組織が悪いのだということを政府はいつも言つておる。しかし組織が悪いとかいふということは別問題としても、こういう先ほど申しましたような不正を行つておるところに、吉田内閣の行政監督能力が欠落していることが、はつきり証明されてゐるのであります。

〔農林委員長代理退席、委員長着席〕

今日いろいろ公団に対する悪評は——というよりもむしろ公団に対するところの不正は、もう数え切れないほどある。油糧配給公団ばかり、飼料配給公団ばかり、あるいはまた貿易公団ばかり、産業復興公団ばかり、いろいろ公団に対する不正というものに、国民のいかに多くの淨財が、いかに多く

の血税が使われているかは、これはもう世人のよく知るところでありますけれども、この鉱工品貿易公団に至りましては、実に前後にその比のないほどの悪弊、乱脈をきわめた公団であるといわざるを得ないのであります。これに対して政府は国民の血税を繰入れ、これによつてこの公団のしりぬぐいをするようにしている。このことは一体何であるかということをおれ／＼は考えなくてはならない。これは単に公団の職員や、あるいはまたその他の機構の問題ではないのでありまして、

事實は、これは資本主義経済の必然として起つたものであるといへ、しかもその根柢をなすものは何であるかといひますならば、人類に一番悲劇を与えるところのい／＼の紛争の根源をなすその根源をそのまま見過して、自分たちの利潤追求をやろうとする政策の現われであるといわざるを得ないのであります。つまりかつての中国における蔣介石政権の没落は、蔣介石政府内部における不正と腐敗によつて、あの没落を早めたといわれておりますけれども、ちやうど今日日本におけるこの公団の不正の原因こそは、吉田内閣の世紀末的現象であるといわざるを得ないのであります。つまりこういうような不正が続く限り、やがては蔣介石政府と同じような末路をたどるであらうということを、私は確信して疑われないのであります。こゝういふ不正と腐敗を見のがすとこゝの吉田政府のこの方針に對しましては、共産党は断固として反対せざるを得ないのであります。

○夏堀委員長 奥村君。

○奥村委員 私は自由党を代表して、

ただいま提案の三法案に対して賛成の意を表明するものであります。

まず鉱工品公団に関する法案であります。なるほどただいま共産党の竹村奈良一君がある述べられた通り、鉱工品公団には過去にかなり不正の事實があつた。また経理その他にはなほ遺憾の点が多かつた。それがために相當の赤字をつくつて、これをこの法案によつて国民の血税で補うというやうな、遺憾な状態に陥つたといふことは事實であります。しかしその責任なりあるいは理由はどこにあるかといふことを、われ／＼が十分糾明いたしてみましたが、その理由として、まず第一に、これは公団の機構に不備があつたといふことをわれ／＼は認めるのであります。すなわち公団を法律によつて調べてみますと、責任の所在が明らかになつて来ない。つまりこの公団を法律的に最初に生み出した国会に責任があつた。あるいはその当時の政府に責任があつたといふやうに、われわれはまず考えざるを得ないのであります。次に第二の理由としては、経済情勢の急激な転換、それに由来するところの統制の撤廃、こゝういふやうなことに原因があると思ふのであります。すなわち公団の発足以来、たとえば竹細工その他のものを輸出用として買入れた。ところが輸出が思わしく行かなかつた。虫に食われて腐つたといふやうなことで非常に損があつた。しかしこれは最初から損がわかつていて買上げたものではなくて、い／＼な情勢の急激な転換によつてこゝういふ欠損が起つたのであつて、これはやむを得ない。第三番に、やはりこれは公団関係者あるいはまた

公団を監督すべき政府に重々落度があつたといふことも、われ／＼は認めるのであります。しかしすでに公団は廃止しているであつて、現在は清算中である。そこでわれ／＼はこの清算において十分にこの跡始末を善良な注意をもつてやらすべきである。また十六億九千万円の金が、はたして全部必要であるかどうかといふことをい／＼検討したのであります。しかしこれについてはまだ裁判中あるいは訴訟中等い／＼な係争事件もあつて、確たる金額を確かめ得ないのは残念であるが、一応これだけの金額は必要として認めまして、今後の清算経理において、十分政府において、また公団清算人において御注意を払われることを要求いたしまして、こゝういふ条件をつけて賛成いたすものであります。

次に食糧公団に関する法律案であります。この食糧公団につきましてもかなり不正事件があつた。あるいは経理において遺憾な点があつたといふことは、これもまた事實であります。最近においてもわれ／＼は新聞紙上において、食糧公団に七千万円の不正事件があつたといふことを見ました。まことにこれは遺憾に考へておるものであります。しかしこれもい／＼検討してみますと、われ／＼大蔵委員会が、昨年の四月に、この食糧公団の放漫な予算について十分の注意を与へました結果として、かなり放漫な予算を反省して訂正した跡がよくうかがえるのであります。一方において経費の支出あるいは収入の見積りについてまだ遺憾な点がありますが、われ／＼はこれも一応原案に賛成いたしまして、今後の処置において、十分の注意を払われんことを希望いたしまして、賛成するのであります。

そのほか食糧管理特別会計に関する法律案について、これは一応事務的な法律案と言へば言へますが、賛成するのであります。

以上をもつて私の賛成の理由とする次第であります。

○夏堀委員長 討論は終局いたしました。次に右三案を一括議題として採決いたします。右三案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願ひます。

(賛成者起立)

○夏堀委員長 起立多数。よつて右三案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○夏堀委員長 次に関稅定率法の一部を改正する法律案を議題として、討論採決に入りたいと存じますが、本案に關しては修正案が提出されておりますので、まず修正案の趣旨弁明を求めます。宮幡君。

○宮幡委員 ただいま議題となつております關稅定率法の一部を改正する法律案に対する修正案につきましても、その趣旨弁明を行いたいと存じます。

まず修正案を朗讀いたします。

關稅定率法の一部を改正する法律案に対する修正案

關稅定率法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

關稅定率法の改正別表輸入稅表番号第四百十七号中「アンチモニー及び」を削る。

附則第二項中「食糧の輸入稅を免

除する法律(昭和二十二年法律第百八十八号)を「食糧の輸入稅を免除する法律(昭和二十二年法律第百八十八号)」に改める。

附則第四項及び第七項を削り、第五項を第六項とし、第六項を第七項とし、第三項の次に第四項及び第五項として次の二項を加える。

4 南西諸島の生産に係る物品で、政令をもつて定める原産地證明書を添付するものの輸入稅は、當分の間、免除する。この場合において南西諸島とは、關稅定率法第十二條の規定によつて外國とみなされる北緯三十度以南の南西諸島をいふ。

5 關稅定率法別表輸入稅表に掲げる物品で、この項の別表甲号に掲げるもの輸入稅は、昭和二十七年三月三十一日までの輸入については、これを免除し、この項の別表乙号に掲げるものの輸入稅は、昭和二十七年三月三十一日までの輸入については、關稅定率法別表輸入稅表によらないで、この項の別表乙号の稅率を適用する。

別表甲及び別表乙は當委員會において、各委員のお手元に配付せられておると思ひますので、この際朗讀を省略させていただきます。

この修正案に對します趣旨は、今回の關稅定率法の改正は、後刻討論の際申し上げますが、画期的なものでありまして、大体におきましては時宜に適當するものであります。しかし國際事情が非常に變化したしておりますし、また国内産業にいたしましては、いま

だ再建の過程にあり、あるいは自立の過程にある段階におきましては、いささか税率その他において不適当の面があるように考えられますので、暫定措置といたしまして一、二のものにつきまして軽減免除の方策を考え、かつ時宜に適用しと考へられますものにつきましましては、一部の税率を変更いたした次第であります。

まず第一はアンチモニーであります。これは国内の生産が非常に乏しいのでございまして、硫化アンチモニーすなわち鉱石につきましては、無税の措置をとることが妥当であります。製品につきましては、課税いたしまして、国内産業の保護育成ということに志すべきであり、その他の銅とかいろいろ同一の非鉄金属類と比較いたしまして、これを無税にする原案は妥当でないと思ひますので、この際これを課税することにいたしたい、かような趣旨の修正であります。

その次の北緯三十度以南の南西諸島に對しますものは、おおむね従来沖縄貿易と稱しまして、特別な取扱ひを行つて参りました。そのことを承継いたした修正であります。

なお内容の一、二について具体的に申し上げますと、五一九番の炭化水素、これは一般に油と言われておるものであります。このうち原油、重油、粗油につきましては、国内生産が全消費量に對しまして大体一割程度、さうな状況でありますので、原油、重油、粗油は海外から仰がなければならぬ立場で、あえて一割程度の生産の国内産業を保護育成する必要もなからう、かような議論もありませんが、将来を考へてみますと、やはり一応關稅の定率

を定めておきまして、時宜に適用した操作をするのが妥當であらう、かような考えから両面を勘案いたしまして、一年間を限りまして、すなわち昭和二十七年三月三十一日までの期間を限りまして、これを無税とする、かういふような取扱ひをいたしたいというのが修正の趣旨であります。これに準じまして、同項の二の甲、乙たとえばおもに石油製品でありまして、ガソリンあるいは航空用のガソリン等も入つておりますが、さういふような製品に對しましては、一割、二割、三割という段階で税率が設けられておりますが、原料の一割を零といたしましては、原料の二割を零と申すか、やはり均衡を保つ意味と、原料が無税である場合においても、製品には課税する、製品には課税すべきであるという趣旨をも明らかにする意味で、一割減じまして、二割を一割、三割を二割に一年間だけ軽減いたして行きたいというのがこの案であります。

さらに食糧面におきましては、二〇九番のとうもろこしであります。これは飼料として輸入されますものは他の項目において無税となつておりますが、食糧としてのとうもろこしは一応課税になるようになっております。この処置におきましていろいろ実務的に錯誤が多くて困る、かようなお申出であります。とうもろこしも他の食糧の臨時措置になぞらひまして、これを軽減いたすことにいたしたいとする趣旨であります。

次に二一一番の豆類であります。その一のうちの大豆、これは国内産が非常に少ないのでありまして、かつては中央方面と申しますか、満洲、北支等

から供給を受けておりましたが、この面もさしたりました。はや輸入困難の情勢もありまして、遠くアメリカの方から輸入しなければならぬ、かういふ立場にありますが、これらに課税いたしまして、輸入をはばむようなことになることは、国内の諸事情と照し合せまして妥當でない、かような考えからこれを一応軽減するといふ趣旨をとつております。

次は豆類の三であります。この落花生についての軽減措置をとりましたことも、大豆の輸入について多少危惧するところがあるとするならば、落花生の輸入を促進いたしまして油の調達、大豆油を落花生油に置きかえる、かような形をとられることも予想されますので、この際落花生も同一意味におきまして、輸入促進の立場から軽減をしたらどうか、かような趣旨になつております。

次は二二八番、コータスのうちの石油コータスの問題であります。これはおもに鋼管等の製造に使われるものであります。現在はこの種産業を育成すべき段階にありますが、これを軽減する方向をとつたらどうか、かような趣旨で軽減措置を講じております。

その次は航空機並びに船舶、内燃機関、これらにつきまして、航空機も最近民間航空が開始される事態となつております。日本の航空機工業は、いまだ再開を認められておらぬわけでありまして、外部から入つて参りますものに一切を依存するといふ状況でありますので、この際これに對します税率の軽減をなすべきである、かように考へて修正いたしたいと思ふものであります。

ます。

次の二六四八番の船舶であります。これも現在の状況におきましては、船腹の増強が叫ばれておりますけれども、国内の造船の状況その他を考へますとなか／＼容易でない。そこでいろいろな意味において、具体的に上つておりますバテイ型の船を輸入するといふような場合には、やはり關稅をかける。これは船舶増強の趣旨に反します。この点についても同様な考慮をいたしまして、この際税率の免除をいたそう、かような考え方をとつて修正をいたしたのであります。

次の二六五八番、内燃機関につきましても、航空機用のものについて同様なことを考へたい、かういふ趣旨でいたしております。

なお七〇五番の合成染料の六のうちの建築染料、そのうちの乙の「その他」これは原案は二割五分の税率であります。これは、たゞだ、この「その他」の分に入ります染料の大部分は、これを使用して輸出綿布等のプリントを生かす染料になつております。關係上、他の染料と同様に、たとえば人造藍と同じ二割五分に取扱ひすることはどうか。若干軽減いたしまして、輸出促進の一助になるようにという考え方から一割五分に軽減いたそう、かような趣旨であります。

何分にも原案そのものが複雑であり、しかも修正案自体もなか／＼複雑であります。そこで御説明を申し上げましても、十分御了解をいたしただけかどうかはなほ心配いたしました。修正案をお手元に配付いたしました修正案をお熟読の上、ぜひともこの修正案に御賛成賜わらんことをお願いする次第であります。

第であります。

○夏堀委員長 修正案の趣旨弁明は終りました。

これより本案及び修正案を一括議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。竹村君。

○竹村委員 私は本案並びに修正案に對して、日本共産党を代表いたしまして、反対の意見を表明するものであります。

まずわが国が現在置かれてゐる地位から考えますならば、現在わが国は占領下にあるわけでありまして、完全なる自主権が与えられていないのであります。ところがこの完全なる自主権が与えられていないところに、突如としてこの法案が提出されたのであります。もちろん大蔵大臣の本委員会における説明によりますならば、この研究にあつては、二箇年余を費したと言われております。しかしながら何箇年この研究に費したといひまして、まだ自主権のないところにこの法案が提出されたところに、大きな問題があると思ひます。なぜならば、關稅法といふものは各國においてもその例を見ることが多く、少くともその國の自主性の問題に關連するところの大きな問題であります。少くともこの關稅法を成立させる場合におきましては、その國が自主性を持つておるかどうかということが、如実にこの法案の中に織り込まれてゐるものであります。ところが現在わが國が完全なる自主性を持たない今日、この法案が提出されたといふことは、ある一つの國からいふならば、ある一つの國からいふならば、きつたと考へざるを得ないのであります。

ます。従つてこの法案そのものが、日本の国の独立的な考えから出たものであるとは考えられないのであります。もちろん政府は独自のものであると言つておられますけれども、實質的にはそうではない。これは、たとえば国会の審議においても、いろいろ制約を受けているところの事実から考えられるわけでありませう。しかもそれに対するところの修正案が、今ある述べられたように提案されました。このことから考えましても、この法案が提案されたと同時に、各方面から関税の減税をめぐつて、いろいろ陳情がなされておる。しかしこの陳情を見ましても、おの／＼自分の立場と、自分の産業という建前から陳情がなされているのでありまして、日本の国の独立という大きな観点からなされているのではない。たとえば一つの原料を輸入するに際して、関税を高率にするならば、この産業が阻害されるというような陳情がなされておられますけれども、これはその当時の政府のやり方によつて、こういう問題は除去できる。たとえば関税を高率にとりましても、これを国内において操作をいたしますならば、あるいはいろいろその産業を保護するために、国家の費用においてこれに保護助長を与えますならば、決してその産業を萎縮せしめることはないのではありません。まず問題は、各国との関税協定の上に立つて、日本の国が独立を守るために、自主的な関税方策をとるといふことが主眼である。しかしそのことが一応でき得ないときに本法が提出され、しかも各地における陳情によつて、いろいろ修正案が提案されておるのでありますけれども、そういうこと

は国内的な政策によつてこれがなされるべきである。しかるに提案されたところの政府の原案を、いろいろ陳情その他によつて修正されるというところは、これまた今度のことはつきり申し上げますならば、次の選挙をねらうところの、一つの政策的な根本を忘れたところの方針であるといわざるを得ないのであります。われ／＼はこの法案が提出されたのを見まして、その中にいろいろ点において、たとえば政令によつて、この法が成立しても、これを無税にしたり、あるいは法律の範囲内においてこれをかけるというように、自由に政令によつて出される一項等があることから考えまして、本法案というものは、提出されても、事実においてはあまり関係のないものであると私たちは考えるのであります。従つてわれ／＼はもちろんこういう関税定率法というものは、成立せしめなければならぬのでありますけれども、それは講和条約後において、日本が完全に自主性を回復して、日本独自の自主的な、恥じるべきところのない完全な関税法の成立するまでは、本法案はあつてもなくても同じことで、あまり必要でない。はなはだ言い過ぎではあるかもしれないませんが、本法案はあつてもあまりさしつかえない、なくてはならないものである。しかもこの一応のわくをはめるとは、今後日本が自主性を回復いたしました後においても、これを改正するにははなはだ困難を生じ、しかもその場合に——大蔵大臣は何と言つたか。つまり講和条約を成立させるための準備的な法案であると言つてゐる。準備的に、われ／＼がへり下つて、日本の独立を危うくするような考えの

もとに、講和条約をしてもらうがためにという考えで出された本法案こそは、植民地的な性格を如実に現わしているものであると私は考えるがゆゑに、あえて日本民族の自主性と独立をかつちるためにも、本法案には絶対反対するものであります。

○夏堀委員長 松尾トシ子君。
○松尾委員長 ただいま議題となりまして、修正法案並びに本案に對しまして、社会党といひましては一応反対の意見を披露するものであります。

なぜならば、社会党独自の修正案を持つておりましたけれども、手続上間に合いませんので、これを参議院にまわして修正いたすことにしたわけでございます。しつうして私どもはこの委員会において、社会党独自の修正案の内容をちよつと説明させていただきます。

それは、次の品目に対して、昭和二十七年三月三十一日までこれを免税とするというのをうたいまして、その次に品目を掲げます。大豆並びに落花生、原油、重油及び粗油その他の精製油等——その他の精製油というのが修正案に落ちておりますので、これをつけ加えるのでございます。次に航空機並びにその部分品、船舶、これらも免税を望んでゐるのでございます。次に合成染料に対する税率を一五％に下げることの規定した附則第四条を削除することになりました。これはむしろ原案の二五％にいたしまして、国内産業を保護した方がよいと思つたからでございます。次に奄美大島について、輸出輸入品に課税しない、こういう大要三項目にわけまして、ある部分は議題となりました修正案と同じ品目

もございまして、一、二、三、余分に免税を要望しておりますので、独自の修正案をここに提出したいところであつたのであります。しかしながら、さきに申し上げましたように、手続上間に合いませんでしたので、参議院に回付いたしますから、この委員会においては一応の反対の意を表明するものでございまして。

○夏堀委員長 宮崎君。
○宮崎委員長 ただいま議題となつております関税定率法の一部を改正する法律案に對しまして、修正案に對しましてはわれ／＼小山委員とともに提案者でありますので、あえてここに賛否を申し上げる必要はありませんが、修正部分を除きます原案につきまして、自由党を代表いたしまして賛成の意を表するものであります。

その理由をいたしましては、けだし現在の国情のもとにおいて、この改正を断行し得ました政府、特に大蔵省当局の御努力に對しましてわれ／＼は国民の意思を代表して、感謝の意をささげたいと存する次第であります。ただいま共産党竹村委員の討論の中に、自主性がなくなつたか、あるいは選挙対策による修正であるとかいふお言葉がありました。このことは私も御意見として承りますが、まことに御意見はなりました、ためにする議論であること、自主性の問題は、毎度他の委員会においても問題になるでありましようが、敗戦の冷厳なる現実をだれが否定できましよう。その中に自主性を論ずるといふことが、まずその主要なる観点において開きがあると私は存じます。しかしながら、本法案と直接関連のない

ことでありますので、ここで議論にわたることは避けるのであります。およそこの原案となつております関税定率法の改正は、われ／＼の知る範囲におきまして、過去三箇年間、大蔵当局がまつたく夜晝の差別なく努力に努力を重ねて盛り上げたものであります。御承知のように国際連合の機関といたしまして、世界の経済の三大支柱とも言われておりますブレトン・ウッズ協定に基づきますところの国際貿易憲章、これによつてハバナにおいて調印されました貿易関税及び貿易に関する一般協定、通商ガットと申してありますが、これに参加する用意をもちまして、これらの精神を取り入れて、まず低関税主義をとり、従来ぜいたく品等に対する一〇〇％課税はこれを廃止いたしました。ひたすら正常なる国際貿易への参加と、国内産業の保護育成等には思いをいたした点につきましては、ことごとくその努力に敬意を表するにやぶさかでありませぬ。ことに竹村委員も言われた通りの自主性のない現在において、よくもこれまでやり得たものである。この点について、もし冷静に事を批判する人々があるならば、この言葉が先に出てよいと私は存じておるほど、この原案に對しまして心から敬意を表する次第であります。内容につきましては、もし必要がありますれば、本会議におきまして数時間を費して討論いたしますことも、あえて辞するところではありませぬ。要旨はさうな意味でありますので、委員会の討論はきわめて簡潔にいたしまして、修正案並びに修正部分を除きます原案に對しまして、自由党を代表いたし、賛成の意を表する次第であります。

す。
○夏堀委員長 討論は終局いたしました。

これより本案及び修正案を一括議題として採決いたします。右案を宮崎君提出にかかる自由党修正案の如く修正議決するに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○夏堀委員長 起立多数。よつて右案は宮崎君提出にかかる自由党提案の修正案の如く修正議決するに決しました。

○夏堀委員長 次に開税法の一部を改正する法律案、再評価積立金の資本組入に関する法律案、資産再評価法の一部を改正する法律案、保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。
佐久間徹君。

○佐久間委員 たいだいま議題になりました。保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、自由党を代表して賛成の意を表する次第であります。

本案は、保険募集に関しまして、昭和二十三年七月制定せられたものであります。なお当時の経済状態から、保険募集の上におきまして、相当非難される面があつたのであります。しかるに本法の運営まことによるしきを得まして、漸次これらの点が改善されて参つたのであります。なお不正募集が跡を絶つたとは、遺憾ながら言いがたいのであります。そこで保険契約者の保護と、保険事業の健全な発達をはかる必要上、さらに取締りを厳重にいたすために本改正案が提出されたのであります。しごく時宜に適したものと存する次第であります。よつて本案に賛成の意を表する次第であります。

次に資産再評価法の一部を改正する法律案、及び再評価積立金の資本組入に関する法律案について、自由党を代表し賛成の意を表する次第であります。

すなわち本案は、昨年資産再評価法が制定せられたのであります。その後の経済状態も著しく状況を呈して参つたので、前回再評価を十分に行なかつた企業に対して、前回と同様再評価を行つて企業経営の合理化をなし、健全な資本の蓄積をはかるうとするものであつて、しごくもつとも存じます。また再評価積立金の資本組入れについても、現行法では昭和二十八年一月一日まで行ない得ないことになつておるが、経済界の実情から再評価積立金を早く資本に組み入れようとするものであります。これまた当然であるとして存するものであります。両方相まつて一般と経済界に貢献するものと確信する次第であります。賛成の意を表するものであります。

○夏堀委員長 松尾トシ子君。
○松尾委員 たいだいま提案されました。四件につきましては大体賛成でございますが、そのうちの資産再評価の点についてちよつと条件を言わしていただきます。

再評価問題は、最近において大企業は動乱後その利益が増大すること二、三倍だと思われるのであります。従ひまして再評価をするのはこの意味において当然でございますが、これが中小

企業の再評価の面におきましては、少しお考えをいただかないとまずいと思ふのです。いわゆる世界の軍拡経済から推して、原料高の製品安というところでございますので、中小企業の再評価問題は、この基準を区別して取扱つていただくように希望条件を付して、この四案に賛成するものであります。

○夏堀委員長 深澤君。

○深澤委員 共産党を代表して、たいだいま提案されました四案に対して、反対の意を表明するものであります。

開税法の一部を改正する法律案並びに保険募集の取締に関する法律案に対する反対の理由は、これを省略いたしました。資産再評価法の一部を改正する法律案並びに再評価積立金の資本組入に関する法律案に対しては、いささか反対の理由を述べんとするものであります。

第一に、この二つの資産再評価に関する法案が、いわゆる資本蓄積をねらつておるといふ点であります。特に日本におけるところの重工業の育成拡大を非常に大きなねらいとしておるといふところに、大きな問題があると思ふのであります。

第二の点は、この資産の再評価並びに積立金の資本組入れによりまして、過剰株が非常に多くなるのであります。そういたしますと各企業とも、この膨大な過剰株に対処するところの配当という問題が問題になつて来るのであります。この場合において各企業はどうかしてこの過剰株に対処するところの配当を維持するか、その株価を維持するかという場合において、結局企業の生産コストの切下げということが当然問題になつて来る。その生産コストの切下げをどうしてやるかと申しますれば、それは必然的に労働強化と賃金低下ということによつて、労働者を圧迫するということ以外に行き道がないのであります。この意味においてわれわれはこれを第二の理由として反対するものであります。

第三は、この資産再評価並びに資本に対する積立金の組入れによりまして、日本におけるところの産業の中で、優勝劣敗の姿が現れて来るのであります。すなわち中小企業、露骨な基礎をもちますところの企業は破産いたしまして、資本の集中と独占がこれによつて行われて来るということが、はつきり出て来ると思ふのであります。これが第三の反対の理由であります。

第四の反対の理由は、このようにして日本におけるところの産業の中に独占資本の育成を行い、その独占資本がいわゆる最近問題となつておりますところの日本経済協力能力と結びつきまして、ひたすら特需の引受をやるという結果になるのであります。この特需の引受こそは、実は国際帝国主義のアジア侵略の一環としての立場に立たせられ、そうして南朝鮮あるいは台湾、グエトナム等に対処するところの軍需品の供給源としての役割を果される。さらに最近問題になつておりますように、ドレス報告にも明らかにやつておられますように、西歐諸国の軍需下請まです。この日本の独占資本に対してやられておることすら、問題になつて来ておるのであります。従ひましてわれわれはこの資本の再評価並びに積立金の資本組入れの問題は、日本における

ところの独占資本の強化に、そうしてそれを現在の国際的立場におけるところの国際帝国主義の一環として役立たせるといふ、この一つの地ならし工作である。こういうことを指摘いたしまして、本法案に対しては断固として反対いたしますのであります。

○夏堀委員長 討論は終局いたしました。

次に右四案を一括して採決いたします。右四案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○夏堀委員長 起立多数。よつて右四案はいずれも原案通り可決いたしました。

なお報告書の作成その他につきましては、委員長に御一任を願います。暫時休憩いたします。
午後零時四十九分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

公認会計士法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書
食糧管理特別会計の歳入不足を補へんするための一般会計から繰入る金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
鉱工業貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
開税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

閣提出)に関する報告書
再評価積立金の資本組入に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十六年四月四日印刷

昭和二十六年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁